

広島県告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安芸区中野東町字鉾取一二三八の四・一一三八の五・一一四七の二・一一四七の三・一一四八の一・中野東五丁目一一三七の八・一一三七の一〇・一一三七の一・一一四九の一から一一四九の三まで・一一五〇の三（以上十二筆国有林）・一一五〇の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）